

申告はお早めに

所得税・消費税の確定申告

所得税

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

確定申告期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をしてください。

期間 2月16日(火)～3月15日(火)

場所 滝川税務署、住民課町税グループ

※税金の還付を受ける確定申告は、1月から受け付けています。

申告に必要なもの

- ・源泉徴収票など、前年の収入が分かるもの
- ・控除を受けようとする場合に必要な証明書類
- ・印鑑
- ・通帳など、還付金がある場合に還付先の口座が分かるもの

記帳・帳簿などの保存制度

個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずる業務を行う全ての方

※所得税と復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

記帳する内容

売り上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引年月日、売上先や仕入先、その他の相手方の名称、金額、日々の売り上げ、仕入れ、経費の金額などを帳簿に記載します。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

平成28年度

町道民税申告

確定申告（所得税および復興特別所得税）とは別に、町道民税申告があります。

相談に対応しますので、3月15日(火)までに、住民課町税グループ

必要書類の準備はお早めに

源泉徴収票や控除が分かる書類など、申告書作成に必要な書類は、申告書作成時に全て手元になければなりません。また、申告書の添付を求められるものもあります。期限内の提出に間に合うよう、準備をしてください。

復興特別所得税

東日本大震災の復興を目的に、平成49年まで、復興特別所得税（所得税額の21%）を所得税と合わせて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようにご注意ください。

振替納税を利用

振替納税を申し込みの場合は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月15日(火)までに提出してください。振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

振替日 4月20日(木)

公的年金を受給されている方へ

公的年金などの収入の合計額が400万円以下で、公的年金などに係

対象となる方

平成28年1月1日時点で本町に住居のある方

申告が必要な方

○前年中に所得がなく、次の要件に該当する方

- ・所得証明書や課税証明書などの交付が必要な方
- ・国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方
- ・同一世帯内に、後期高齢者医療保険の加入者がいる方
- ・児童扶養手当の認定を受ける方
- ・保育料の決定を受ける方
- ・65歳以上の方で、介護保険料において町道民税非課税世帯の減免を受ける方
- ・国民年金保険料の免除などの申請をされる方

○新たに住民税の各種控除（社会保険料控除、扶養控除、寡婦または寡夫控除、障害者控除など）を受ける、または適用を受けた各種控除を変更する方

○公的年金などの収入の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方で、各種控除が

る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありません。（源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができません。）

※確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

問合せ

滝川税務署 ☎ 22・2191

住民課町税グループ ☎ 76・2130

消費税

税率

平成27年度分の消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告書は、税率（8%）が適用された帳簿などにより作成する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

申告と納付

平成27年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納税の期限は、3月31日(木)です。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

申告に必要なもの

- 反映されていない方
- ・源泉徴収票など、前年の収入が分かるもの
- ・控除を受けようとする場合に必要な証明書類
- ・印鑑

申告が不要な方

・所得税の確定申告をする（した）方

- ・所得の種類が給与所得または公的年金所得のみの方で、適用を受けた各種控除に変更のない方
- ・前年の所得が「28万円×（扶養の人数+1）+17万円（※）」以下の方

※17万円は、扶養がある場合のみ加算しますので、扶養がない場合は28万円となります。

問合せ 住民課町税グループ

☎ 76・2130

申告は正しく

確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をせずに、誤った申告をすると加算税が賦課されるほか、延滞税がつく場合もありますので、1年間の所得の金額と税額を正しく計算し、申告と納税をしてください。

インターネットで申告書作成

税務署に提出する書類を自宅やオフィスで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力するだけで所得税および復興特別所得税確定申告書などを作成することができます。作成した申告書などは自分で印刷をして、郵送などにより税務署へ提出することができますので、ぜひご利用ください。

e-Taxなら、自宅やオフィスから申告、納税ができます

電子申告（e-Tax）を利用すると、確定申告書作成コーナーで作成した申告書を、インターネットを通じて直接送信することができます。

○添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称、支払金額など）を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがありますので、保管は必要です。

○還付金が迅速に

e-Taxで申告された還付申告は、書面申告と比べて早期に処理されるため、還付金を早く受け取ることができます。

○24時間いつでも利用可能

確定申告期限の3月15日(火)までは、24時間e-Taxの利用が可能です。

※e-Taxを利用する場合は、電子証明書の取得、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。（住基カードに格納された電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されます。）

手続きの詳しい内容はe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。